

国民健康保険の被保険者証と高齢受給者証の一体化について

1. 目的

本市では、被保険者が70歳になると、被保険者証（以下、「保険証」といいます。）に加えて、医療機関を受診する際に窓口で支払う一部負担金の割合（2割または3割。以下、「負担割合」といいます。）を記載した高齢受給者証（以下、「高齢証」といいます。）を交付しています。

来年7月から、高齢証の機能を備えた保険証（以下、「一体証」といいます。）を交付し、被保険者の利便性の向上と負担軽減を図ろうとするものです。

2. 現状

現在、70歳から74歳の方は、保険証に加えて高齢証を追加で管理する手間がかかっています。また、保険証か高齢証のいずれかを誤って破棄してしまう問題や、医療機関に1枚だけを持参し事後の精算手続き等が発生してしまう問題があります。

3. 保険証の有効期限の変更

現在、兵庫県下の市町では保険証の有効期限が11月末日とされています。

他方、高齢証にはその年の8月1日から翌年7月末までの1年間における医療機関窓口での負担割合を記載しなければならない関係上、有効期限が毎年7月末日となるため、高齢証と同様に負担割合を記載する一体証の場合は、その有効期限を7月末日とすることとされています。

このため、本市では、本年11月に一斉更新する保険証からは、その有効期限を令和2年7月末日としたうえで、その後、一体証に切り替えます。

4. 今後のスケジュール

(1) 令和元年11月：保険証の一斉更新

現行の保険証の様式で交付します。有効期限は令和2年7月末となります。

(2) 令和2年7月：保険証と高齢証の一斉更新

一体証の様式で交付します。有効期限は令和3年7月末となります。


※令和3年7月以降も毎年同様のサイクルとなります。

5. 国・県等の状況

国・県においては、被保険者の利便性向上等の観点から、一体証の普及促進を目指しています。


(変更前)

保険証

兵庫県 国民健康保険 被保険者証	有効期限 平成31年11月30日 記号なし 番号 1234567
氏名 国保 花子	
生年月日 昭和23年 3月 3日 性別 女	
適用開始年月日 平成20年 4月 1日	
交付年月日 平成30年12月 1日 交付日前有効	
世帯主 国保 太郎	
住所 明石市中崎1丁目100番100号	
保険者番号 280040	交付者名 明石市 

+


高齢証

兵庫県 国民健康保険 高齢受給者証	有効期限 平成31年 7月 31日 記号なし/番号1234567
氏名 国保 花子	性別 女
生年月日 昭和23年 3月 3日	
交付日 平成30年 7月 25日	
発効期日 平成30年 8月 1日	
世帯主氏名 国保 太郎	
住所 明石市中崎1丁目100番100号	
保険者番号 280040	交付者名 明石市 

↓

(変更後)

一体証 (案)

兵庫県 国民健康保険 被保険者証 兼高齢受給者証	有効期限 令和 3年 7月31日 発行期日 令和 2年 8月 1日 記号なし 番号 1234567
氏名 国保 花子	
生年月日 昭和23年 3月 3日 性別 女	
適用開始年月日 平成20年 4月 1日 負担割合 2割	
交付年月日 令和 2年 7月 21日	
世帯主 国保 太郎	
住所 明石市中崎1丁目100番100号	
保険者番号 280040	交付者名 明石市 

※大きさや材質について、現行の保険証からの変更はありません。